

宇多津町運送事業者等支援給付金に関するQ&A

<支援対象事業者について>

Q 1

法人で本社は宇多津町外にあるが、宇多津町内に営業所がある場合は支援対象者になるか。

⇒町内に本社又は主たる事業所・営業所を有していることが要件となります。

また、対象となる車両は、自動車検査証の「使用の本拠の位置」が宇多津町内である車両を使用している場合は対象となります（「使用の本拠の位置」に住所の記載が無い場合、「使用者の住所」が宇多津町内である車両を使用している場合は対象となります。また、「使用の本拠の位置」及び「使用者の住所」に住所の記載が無い場合、「所有者の住所」が宇多津町内である車両を使用している場合は対象となります）。

Q 2

個人事業者で住民票は宇多津町外にあるが、宇多津町内に営業所がある場合は支援対象者になるか。

⇒お住まいが町外であっても、町内に主たる営業所を有し、当該営業所で、自動車検査証の「使用の本拠の位置」が宇多津町内である車両を使用している場合は対象となります（「使用の本拠の位置」に住所の記載が無い場合、「使用者の住所」が宇多津町内である車両を使用している場合は対象となります。また、「使用の本拠の位置」及び「使用者の住所」に住所の記載が無い場合、「所有者の住所」が宇多津町内である車両を使用している場合は対象となります）。

Q 3

個人事業者で住民票は宇多津町内にあるが、営業所が宇多津町外にある場合は支援対象者になるか。

⇒対象となりません。宇多津町内に営業所がある方が対象となります。

Q 4

令和8年9月1日時点においては、宇多津町内の営業所で貨物自動車運送事業を営んでいたが、支給申請時点で宇多津町内の営業所を廃止している場合、対象となるか。

⇒支給申請時点で、貨物自動車運送事業を継続していることを支給の要件としていますので、支援対象となりません。

Q 5

支給対象者は宇多津町内に本社、主たる事業所又は営業所を有していることとなっているが、資本金の額・出資額、常時使用する従業員数等の条件はあるか。

⇒宇多津町内に本社又は主たる営業所を有する法人、個人事業主であれば、資本金の額、出資額、常時使用する従業員数に関係なく支給対象者として取り扱われます。

Q 6

訪問介護事業を営んでおり、福祉車両（車いす自動車）を購入し、有償で輸送サービスを行っている。自動車検査証の自家用・事業用の別は「事業用」の記載があるが、対象となるか。

⇒福祉車両を使用した訪問介護サービスにおける「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）」の許可では、自動車検査証に「事業用」の記載があれば、交付対象者に該当します。

Q 7

一般社団法人香川県トラック協会に加盟していなくても、支援対象になるか。

⇒トラック協会の加盟・非加盟にかかわらず、支援対象者の要件を満たしていれば申請は可能です。

< 支給対象車両に関すること >

Q 8

どのような車両が交付対象車両に該当するのか。

⇒次表の要件を満たす車両が対象です。ただし、二輪車及び被けん引車は対象外です。

自動車検査証の記載事項	
登録年月日/交付年月日	令和8年9月1日以前であること
自家用・事業用の別	事業用であること（いわゆる緑ナンバーや黒ナンバー）（自動車運転代行業以外）
使用の本拠の位置 （「使用の本拠の位置」に住所の記載が無い場合、 「使用者の住所」）	宇多津町内の住所であること
有効期間の満了する日	令和8年9月1日以降の日付であること

Q 9

1 事業所で申請できる給付金の額に制限（上限）はあるか。

⇒ 1 事業所につき20万円となっています。

Q10

リース契約している車両は支給対象車両になるか。

⇒自動車リース会社とリース契約した車両を使用している場合も、要件を満たしていれば交付対象車両になります。

Q11

電気自動車（BEV）や燃料電池車（FCEV）、ハイブリッド車（HEV）などは対象になるか。

⇒車両の動力源は問いません。

<申請手続きに関すること>

Q12

申請書類はどこで入手したらよいか。

⇒申請書類は、町のホームページからダウンロードできます。

また、宇多津町役場 2 F まちづくり課にも設置しています。

Q13

町内に複数の営業所がある場合は、どのように申請すればよいか。

⇒法人単位でまとめて申請してください。事業者ごとに、「宇多津町運送事業者等エネルギー価格高騰対策支援給付金交付申請書兼請求書」（様式第 1 号）を作成していただき、対象車両の合計を、「宇多津町運送事業者等エネルギー価格高騰対策支援給付金 交付対象車両一覧」（様式第 2 号）に記載してください。

Q14

法人と個人それぞれで、貨物自動車運送事業を営んでいる。支援金の申請は、どのように行えばよいか。

⇒法人と個人それぞれで事業を営んでいる場合は、まとめて申請を行うのではなく、法人と個人に分けて申請をお願いします。

Q15

申請書兼請求書の添付書類として、「運送事業等を経営していることを証明する書類の写し」となっていますが、どのようなものを提出すればよいですか？

- ⇒・該当する事業の経営に係る運輸局からの許可書または更新許可書等の写し
- ・貨物軽自動車運送事業については、事業経営届出書の控え（受付印があるもの）等の写し
 - ・自動車運転代行事業については、公安委員会からの認定証等の写し

Q16

申請書兼請求書の添付書類として、「随伴用自動車であることが確認できる書類（自動車運転代行事業者に限る。）」となっていますが、どのようなものを提出すればよいですか？

- ⇒随伴用自動車に係る保険もしくは共済証書の写しまたは写真（ナンバープレート及び車体に掲示する認定番号が写っているものに限る）

Q17

申請書兼請求書の添付書類として、「宇多津町内に本社、主たる事業所又は営業所があることが確認できる書類」となっていますが、どのようなものを提出すればよいですか？

⇒【法人】

○本社が町内にある場合（以下のいずれか）

- ・登記簿謄本
- ・宇多津町運送事業者等エネルギー価格高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書の4添付書類（2）の運送事業等を営んでいることを証明する書類（許可証など）の中で町内に営業所があることが確認できれば「宇多津町内に本社、主たる事業所又は営業所があることが確認できる書類」は不要

○本社が町外にある場合（以下のいずれか）

- ・登記簿謄本の支店登記
- ・宇多津町運送事業者等エネルギー価格高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書の4添付書類（2）の運送事業等を営んでいることを証明する書類（許可証など）の中で町内に営業所があることが確認できれば「宇多津町内に本社、主たる事業所又は営業所があることが確認できる書類」は不要

【個人事業主】（以下のいずれか）

- ・確定申告書の写し
- ・添付書類（2）の運送事業等を営んでいることを証明する書類（許可証など）の中で町内に営業所があることが確認できれば（5）は不要